



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

766 令和7年度及び令和8年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和7年度及び令和8年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課) 1

○ 公告

入札公告 (") 4
" (") 7

告 示

和歌山県告示第766号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和7年度及び令和8年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

- ア 令和7年度及び令和8年度県庁舎（本館）電力調達
予定契約電力 900kW 予定調達電力量 2,049,179kWh
イ 令和7年度及び令和8年度県庁舎（南別館）電力調達
予定契約電力 900kW 予定調達電力量 2,857,836kWh

(2) 契約期間

令和8年1月1日から同年12月31日までの1年間（令和8年1月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和7年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

- (11) 令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）に占める再生可能エネルギー電気（「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」別表注3（2）に規定する再生可能エネルギー電気をいう。）の利用量（kWh）の割合が40%以上である者であること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びセの書類については代表者が、イからクまで並びにシ及びスの書類については構成員ごとに、ケ、コ及びサの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目

(ウ) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

ク 2の(8)の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の(9)の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の(10)の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 2の(11)の要件を満たしていることを証する書面の写し

シ 誓約書

ス 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアからウまで、コ(電力調達契約評価項目報告書に限る)、シ、ス及びセ(コンソーシアム構成員表に限る。)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年9月24日(水)から同年10月6日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号)の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「物品販売」に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)のウからキまでの書類に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年9月24日(水)午前10時から同月29日(月)午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等(電子メール及びファクシミリを含む。)により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和7年10月6日(月)午後5時までに電子メール、ファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、和歌山県物品・役務電子調達システム(<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>)に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1) 令和7年9月29日(月)から同年10月6日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 資格審査申請書類の提出は、持参、電子メール又は書留郵便によるものとする。ただし、3の(1)のスの申請書類については、持参又は書留郵便によるものとする。

なお、書留郵便による場合は、令和7年10月6日(月)午後4時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

電子メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

なお、3の(5)の和歌山県物品・役務電子調達システムから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和7年10月16日(木)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和7年10月23日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参、電子メール又は書留郵便により5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和7年10月30日(木)までに書面により回答するものとする。

公 告

入 札 公 告

令和7年度及び令和8年度県庁舎(本館)電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の案件番号、名称、場所及び数量

20259002289

令和7年度及び令和8年度県庁舎(本館)電力調達

和歌山県庁舎(本館、北別館及び東別館) 和歌山市小松原通一丁目1番地

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 2,049,179kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年1月1日から同年12月31日までの1年間(令和8年1月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間)とする。ただし、本契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第766号に規定する令和7年度及び令和8年度県庁舎(本館)電力調達並びに令和7年度及び令和8年度県庁舎(南別館)電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課(以下「管財課」という。)

(2) 期間

令和7年9月24日(水)から同年10月6日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3(1)に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム(<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>)から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3(2)に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年9月24日(水)午前10時から同月29日(月)午後4時までの間において、管財課に対して書面等(電子メール及びファクシミリを含む。)により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、令和7年10月6日(月)午後5時までに書面等(電子メール及びファクシミリを含む。)により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年10月17日(金)午前9時から同年11月6日(木)午後4時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

管財課

ウ 開札日時

令和7年11月7日(金)午前10時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和7年11月6日(木)午後4時までに管財課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソー

シウム」という。)にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

電子メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 2,049,179kWh to use at the Wakayama Prefectural Government Buildings (Honkan)

(2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 6 November 2025 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 6 November 2025)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

e-mail e0107001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

令和7年度及び令和8年度県庁舎（南別館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年9月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の案件番号、名称、場所及び数量

20259002290

令和7年度及び令和8年度県庁舎（南別館）電力調達

和歌山県庁舎（南別館及び第2南別館）和歌山市湊通丁北一丁目2番1

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 2,857,836kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年1月1日から同年12月31日までの1年間（令和8年1月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和8年度以降において

和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第766号に規定する令和7年度及び令和8年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和7年度及び令和8年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課（以下「管財課」という。）

(2) 期間

令和7年9月24日（水）から同年10月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県物品・役務電子調達システム (<https://www.ebid1-wakayama.jp/eg-web/bidPortal/portal?init>) から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年9月24日（水）午前10時から同月29日（月）午後4時までの間において、管財課に対して書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和7年10月6日（月）午後5時までに書面等（電子メール及びファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県物品・役務電子調達システムに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年10月17日（金）午前9時から同年11月6日（木）午後4時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

管財課

ウ 開札日時

令和7年11月7日（金）午前10時30分

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和7年11月6日（木）午後4時までに管財課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した

金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

10 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (5) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落

札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

電子メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 2,857,836kWh to use at the Wakayama Prefectural Government Buildings (Minami-Bekkan)

(2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 6 November 2025 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 6 November 2025)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

e-mail e0107001@pref.wakayama.lg.jp